

静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第13号

静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
	事務の区分	市町		事務の区分	市町
(略)			(略)		
5の2	高圧ガス保安法（以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号） <u>第22条各号に掲げる事業所、設備及び施設に係るものに限る。</u> ） (1)～(7) (略)	静岡市 浜松市	5の2	高圧ガス保安法（以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号） <u>第22条の事業所に係るものに限る。</u> ） (1)～(7) (略)	静岡市 浜松市
6	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の3の規定による届出の受付	全市町	6	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の3の規定による届出の受付	全市町 <del>（静岡市及び浜松市を除く。）</del>
(略)			(略)		
6の3	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（ <u>県の区域内にのみ販売所を設置する液化石油ガス販売事業者に係る事務</u> にあつては一の市町の区域内にのみ販売所を設置する液化石油ガス	静岡市 浜松市	6の3	削除	

販売事業者に係るものに限  
り、県の区域内に設置  
される販売所の事業とし  
て販売される液化石油ガ  
スの一般消費者等につい  
ての保安業務を行う保安  
機関に係る事務にあつて  
は一の市町の区域内にお  
いて設置される販売所の  
事業として販売される液  
化石油ガスの一般消費者  
等についての保安業務を  
行う保安機関に係るもの  
に限る。）

(1) 法第3条第1項の登  
録

(2) 法第3条の2第2項  
の規定による通知

(3) 法第3条の2第3項  
の規定による謄本の交  
付及び閲覧の提供

(4) 法第4条第2項の規  
定による通知

(5) 法第6条（法第35条  
の4において準用する  
場合を含む。）の規定に  
よる届出の受付

(6) 法第8条（法第35条  
の4において準用する  
場合を含む。）の規定に  
よる届出の受付

(7) 法第10条第3項（法  
第35条の4において準  
用する場合を含む。）の  
規定による届出の受付

(8) 法第13条第2項の規

定による命令

(9) 法第14条第2項の規

定による命令

(10) 法第16条第3項の規

定による命令

(11) 法第16条の2第2項

の規定による命令

(12) 法第19条第2項の規

定による届出の受付

(13) 法第21条第2項の規

定による届出の受付

(14) 法第22条の規定によ

る命令

(15) 法第23条（法第35条

の4において準用する

場合を含む。）の規定に

よる届出の受付

(16) 法第25条の規定によ

る登録の取消し

(17) 法第26条の規定によ

る登録の取消し及び命

令

(18) 法第26条の2の規定

による登録の消除

(19) 法第29条第1項の認

定

(20) 法第32条第1項の認

定の更新

(21) 法第33条第1項の認

可

(22) 法第33条第2項の規

定による届出の受付

(23) 法第34条第3項の規

定による命令

(24) 法第35条第1項の認

可

(25) 法第35条第3項の規定による命令

(26) 法第35条の2の規定による命令

(27) 法第35条の3の規定による認定の取消し

(28) 法第35条の5の規定による命令

(29) 法第35条の6第1項の認定

(30) 法第35条の7の規定による報告の受付

(31) 法第35条の10第1項の規定による認定の取消し

(32) 法第35条の10第2項の規定による催告及び認定の取消し

(33) 法第36条第1項の許可

(34) 法第37条の2第1項(法第37条の4第3項において準用する場合を含む。)の許可

(35) 法第37条の2第2項(法第37条の4第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受付

(36) 法第37条の3第1項本文(法第37条の4第4項において準用する場合を含む。)に規定する検査

(37) 法第37条の3第1項ただし書(法第37条の

4第4項において準用  
する場合を含む。)の規  
定による届出の受付

(38) 法第37条の3第2項  
(法第37条の4第4項  
において準用する場合  
を含む。)の規定による  
報告の受付

(39) 法第37条の4第1項  
の許可

(40) 法第37条の5第3項  
の規定による命令

(41) 法第37条の6第1項  
本文に規定する検査

(42) 法第37条の6第1項  
ただし書の規定による  
届出の受付

(43) 法第37条の6第3項  
の規定による報告の受  
付

(44) 法第37条の7第1項  
の規定による許可の取  
消し及び命令

(45) 法第37条の7第2項  
の規定による通知

(46) 法第38条の10第1項  
の規定による届出の受  
付

(47) 法第38条の10第2項  
の規定による届出の受  
付

(48) 法第82条第1項の規  
定による報告の徴収

(49) 法第82条第2項の規  
定による報告の徴収

(50) 法第83条第1項の規

	<p>定による立入検査、質問及び収去</p> <p>(51) 法第83条第2項の規定による立入検査及び質問</p> <p>(52) 法第83条第3項の規定による立入検査、質問及び収去</p> <p>(53) 法第83条第4項の規定による立入検査及び質問</p> <p>(54) 法第87条第1項の規定による通報及び通報の受付</p> <p>(55) 法第87条第2項の規定による要請の受付</p> <p>(56) 法第88条第2項の規定による公示（同項第1号及び第1号の2に掲げる場合に係るものに限る。）</p>				
6の4	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）第13条第8項の規定による報告</p>	静岡市 浜松市	6の4	削除	
6の5	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第132条の規定による報告の受付</p>	静岡市 浜松市	6の5	削除	
(略)			(略)		
34	<p>静岡県福祉のまちづくり条例（以下この項において「条例」という。）及</p>	全市町（静岡市、浜松市、沼津市、富士宮	34	<p>静岡県福祉のまちづくり条例（以下この項において「条例」という。）及</p>	全市町（静岡市、浜松市、沼津市、富士宮

	び条例の施行のための規則の施行に関する次に掲げる事務	市、富士市及び焼津市を除く。)		び条例の施行のための規則の施行に関する次に掲げる事務 <u>(3)及び(4)においては、電子的方法（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項又は静岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年静岡県条例第65号）第3条第1項の規定によりこれらの項に規定する電子情報処理組織を使用する方法をいう。以下同じ。）により行われる届出に係るものを除く。）</u>	市、富士市及び焼津市を除く。)
	(1)～(4) (略)			(1)～(4) (略)	
(略)			(略)		
59	老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(3) (略) (4) <u>法第29条第9項</u> の規定による報告の受付 (5) <u>法第29条第10項</u> の規定による公表 (6) <u>法第29条第11項</u> の規定による報告の要求、質問及び立入検査 (7) <u>法第29条第13項</u> の規定による命令 (8) <u>法第29条第14項</u> の規	沼津市 富士市	59	老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(3) (略) (4) <u>法第29条第11項</u> の規定による報告の受付 (5) <u>法第29条第12項</u> の規定による公表 (6) <u>法第29条第13項</u> の規定による報告の要求、質問及び立入検査 (7) <u>法第29条第15項</u> の規定による命令 (8) <u>法第29条第16項</u> の規	沼津市 富士市

	定による命令 (9) <u>法第29条第15項</u> の規 定による公示 (10) <u>法第29条第16項</u> の規 定による通知 (11) <u>法第29条第17項</u> の規 定による援助
(略)	
82の 2	(略)

	定による命令 (9) <u>法第29条第17項</u> の規 定による公示 (10) <u>法第29条第18項</u> の規 定による通知 (11) <u>法第29条第19項</u> の規 定による援助
(略)	
82の 2	(略)
82の 3	住宅宿泊事業法（平成 29年法律第65号。以下こ の項において「法」とい う。）の施行に関する次に 掲げる事務 (1) <u>法第3条第1項</u> の届 出の受付 (2) <u>法第3条第4項</u> の規 定による届出の受付 (3) <u>法第3条第6項</u> の規 定による届出の受付 (4) <u>法第8条第1項</u> （第 36条において準用する 場合を含む。）の要求 (5) <u>法第14条</u> の規定によ る報告の受付 (6) <u>法第15条</u> の規定によ る命令 (7) <u>法第16条第1項</u> の規 定による命令 (8) <u>法第16条第2項</u> の規 定による命令 (9) <u>法第17条第1項</u> の規 定による報告の徴収並 びに立入検査及び質問 (10) <u>法第41条第2項</u> の規

森町



83	(略)	
84	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則（以下この項において「施行規則」という。）の施行に関する次に掲げる事務（動物用医薬品等に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 法第12条第1項の許可に係る申請書の受付（薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造し、当該薬局において直接消費者に販売し、又は授与する医薬品であつて、厚生労働大臣の指定する有効成分以外の有効成分を含有しないもの（以下この項及び86の項において「薬局製造販売医薬品」という。）の製造販売に係るもの及び<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6</u></p>	静岡市 浜松市

	<p><u>定による命令</u></p> <p>(ii) <u>法第45条第2項の規定による報告の徴収並びに立入検査及び質問</u></p>	
83	(略)	
84	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則（以下この項において「施行規則」という。）の施行に関する次に掲げる事務（動物用医薬品等に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 法第12条第1項の許可に係る申請書の受付（薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造し、当該薬局において直接消費者に販売し、又は授与する医薬品であつて、厚生労働大臣の指定する有効成分以外の有効成分を含有しないもの（以下この項及び86の項において「薬局製造販売医薬品」という。）の製造販売に係るもの及び<u>電子的方法により行われる申請（以下この項及び86の項において「電子申請」と</u></p>	静岡市 浜松市

	<p>条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（以下この項において「電子的方法」という。）により行われる申請（以下この項及び86の項において「電子申請」という。）に係るものを除く。）</p> <p>(6)～(31) (略)</p>	
(略)		
103 の19	<p>農地法（以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（(1)から(5)まで及び(11)に掲げる事務にあつては、2以上の市町の区域にまたがる土地に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(12) (略)</p>	<p>沼津市 三島市 富士宮市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 市 御殿場市 袋井市 裾野市 湖西市 御前崎市 菊川市 伊豆の国市 牧之原市</p>
(略)		
103 の22	<p>組合等登記令（昭和39年政令第29号。以下この項において「政令」という。）の施行に関する次に掲げる事務（一の市町の区域をその地区とする漁業協同組合（水産業協同組合法第11条第1項第4号に掲げる事業を行うものを除く。）、漁業生産組合及び水産加工業協同組</p>	<p>静岡市 浜松市</p>

	<p>いう。）に係るものを除く。）</p> <p>(6)～(31) (略)</p>	
(略)		
103 の19	<p>農地法（以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（(1)から(5)まで及び(11)に掲げる事務にあつては、2以上の市町の区域にまたがる土地に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(12) (略)</p>	<p>沼津市 三島市 富士宮市 伊東市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 裾野市 湖西市 伊豆市 御前崎市 菊川市 伊豆の国市 牧之原市</p>
(略)		
103 の22	<p>組合等登記令（昭和39年政令第29号。以下この項において「政令」という。）の施行に関する次に掲げる事務（一の市町の区域をその地区とする漁業協同組合（水産業協同組合法第11条第1項第4号に掲げる事業を行うものを除く。）、漁業生産組合及び水産加工業協同組</p>	<p>静岡市 浜松市</p>

	<p>合（同法第93条第1項第2号に掲げる事業を行うものを除く。）に係るものに限る。）</p> <p>(1) 政令第14条第4項の規定による登記の嘱託</p> <p>(2) 政令第14条第5項の規定による登記の嘱託</p> <p>(3) (略)</p>				<p>合（同法第93条第1項第2号に掲げる事業を行うものを除く。）に係るものに限る。）</p> <p>(1) 政令第14条第3項の規定による登記の嘱託</p> <p>(2) 政令第14条第4項の規定による登記の嘱託</p> <p>(3) (略)</p>	
(略)			(略)			
143	<p>建築基準法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則（以下この項において「施行規則」という。）の施行に関する次に掲げる事務（(3)から(14)まで、(16)から(23)まで、(26)から(28)まで、<u>(49)、(52)、(53)、(70)、(75)、(88)、(97)、(98)、(100)、(101)、(104)、(107)、(109)から(111)まで、(115)から(118)まで、(122)及び(125)においては、建築基準法施行令第148条第1項各号に掲げる建築物及び工作物に係るものを除く。）</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 法第6条の2第5項の規定による提出に係る確認審査報告書の受付（<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理</u></p>	<p>全市町（法第4条第1項及び第2項の規定により建築主事を置く市町を除く。）</p>	143	<p>建築基準法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則（以下この項において「施行規則」という。）の施行に関する次に掲げる事務（(3)から(14)まで、(16)から(23)まで、(26)から(28)まで、<u>(50)、(53)、(54)、(73)、(78)、(91)、(100)から(102)まで、(104)、(106)、(108)、(111)、(113)から(115)まで、(119)から(123)まで、(127)及び(130)においては、建築基準法施行令第148条第1項各号に掲げる建築物及び工作物に係るものを除く。）</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 法第6条の2第5項の規定による提出に係る確認審査報告書の受付（<u>電子的方法により行われるもの</u>に係るものを除く。）</p>	<p>全市町（法第4条第1項及び第2項の規定により建築主事を置く市町を除く。）</p>	

組織を使用する方法

(以下この項において「電子的方法」という。)により行われるものに係るものを除く。)

(6)～(16) (略)

(17) 法第15条第1項の規定による届出に係る届出書の受付

(18)～(45) (略)

(46)・(47) (略)

(48) 法第52条第14項の規定による許可に係る申請書の受付(同項第1号に該当する場合に係るものに限る。)

(49)～(54) (略)

(55) 法第55条第3項各号の規定による許可に係る申請書の受付

(56)～(61) (略)

(62)～(97) (略)

(6)～(16) (略)

(17) 法第15条第1項の規定による届出に係る届出書の受付(電子的方法により行われるものに係るものを除く。)

(18)～(45) (略)

(46) 法第52条第6項第3号の規定による認定に係る申請書の受付

(47)・(48) (略)

(49) 法第52条第14項の規定による許可に係る申請書の受付(同項第1号又は第3号に該当する場合に係るものに限る。)

(50)～(55) (略)

(56) 法第55条第3項の規定による許可に係る申請書の受付

(57) 法第55条第4項各号の規定による許可に係る申請書の受付

(58)～(63) (略)

(64) 法第58条第2項の規定による許可に係る申請書の受付

(65)～(100) (略)

(101) 法第85条第5項の規定による期間の延長に

	<p><u>98</u> 法第85条第5項の規定による許可に係る申請書の受付</p> <p><u>99</u> 法第85条第6項の規定による許可に係る申請書の受付</p> <p><u>100</u>～<u>117</u> (略)</p> <p><u>118</u> 法第87条の3第5項の規定による許可に係る申請書の受付</p> <p><u>119</u> 法第87条の3第6項の規定による許可に係る申請書の受付</p> <p><u>120</u>～<u>126</u> (略)</p> <p><u>127</u> (1)から<u>128</u>までに掲げる事務のほか法の施行に関する事務のうち施行規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>			<p>係る申請書の受付</p> <p><u>102</u> 法第85条第6項の規定による許可に係る申請書の受付</p> <p><u>103</u> 法第85条第7項の規定による許可に係る申請書の受付</p> <p><u>104</u>～<u>121</u> (略)</p> <p><u>122</u> 法第87条の3第5項の規定による期間の延長に係る申請書の受付</p> <p><u>123</u> 法第87条の3第6項の規定による許可に係る申請書の受付</p> <p><u>124</u> 法第87条の3第7項の規定による許可に係る申請書の受付</p> <p><u>125</u>～<u>131</u> (略)</p> <p><u>132</u> (1)から<u>133</u>までに掲げる事務のほか法の施行に関する事務のうち施行規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	
(略)			(略)		
145	<p>建築基準法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則（以下この項において「施行規則」という。）の施行に関する次に掲げる事務（(1)から(20)まで、(24)及び(26)から(40)までにおいては、建築基準法施行令第148条第1項各号に掲げる建築物及び工作</p>	<p>全市町（法第4条第1項及び第2項並びに法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町を除く。）</p>	145	<p>建築基準法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則（以下この項において「施行規則」という。）の施行に関する次に掲げる事務（(1)から(20)まで、(24)及び(26)から(40)までにおいては、建築基準法施行令第148条第1項各号に掲げる建築物及び工作</p>	<p>全市町（法第4条第1項及び第2項並びに法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町を除く。）</p>

物に係るものに限る。)

(1)・(2) (略)

(3) 法第6条の2第5項の規定による提出に係る確認審査報告書の受付(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(以下この項において「電子的方法」という。)により行われるもの)に係るものを除く。)

(4)～(13) (略)

(14) 法第15条第1項の規定による届出に係る届出書の受付

(15)～(26) (略)

(27) 法第85条第5項の規定による許可に係る申請書の受付

(28)～(37) (略)

(38) 法第87条の3第5項の規定による許可に係る申請書の受付

(39)・(40) (略)

物に係るものに限る。)

(1)・(2) (略)

(3) 法第6条の2第5項の規定による提出に係る確認審査報告書の受付(電子的方法により行われるもの)に係るものを除く。)

(4)～(13) (略)

(14) 法第15条第1項の規定による届出に係る届出書の受付(電子的方法により行われるもの)に係るものを除く。)

(15)～(26) (略)

(27) 法第85条第5項の規定による期間の延長に係る申請書の受付

(28) 法第85条第6項の規定による許可に係る申請書の受付

(29)～(38) (略)

(39) 法第87条の3第5項の規定による期間の延長に係る申請書の受付

(40) 法第87条の3第6項の規定による許可に係る申請書の受付

(41)・(42) (略)

	<p>㉒ (1)から㉒までに掲げる事務のほか法の施行に関する事務のうち施行規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	
(略)		
150	<p><u>宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)の施行に関する同法第3章に規定する事務</u></p>	<p><u>熱海市 伊東市 御殿場市 伊豆の国市</u></p>
150 の2	<p><u>宅地造成等規制法(以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則(以下この項において「施行規則」という。)の施行に関する次に掲げる事務</u></p> <p>(1) <u>法第8条第1項本文の許可に係る申請書の受付</u></p> <p>(2) <u>法第10条第2項(法第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知に係る通知書の手交</u></p> <p>(3) <u>法第11条(法第12条第3項において準用する場合を含む。)の協議に係る申請書の受付</u></p> <p>(4) <u>法第12条第1項の許可に係る申請書の受付</u></p> <p>(5) <u>法第12条第2項の規定による届出に係る届出書の受付</u></p> <p>(6) <u>法第13条第1項の検</u></p>	<p><u>下田市 東伊豆町 河津町 南伊豆町</u></p>

	<p>㉓ (1)から㉓までに掲げる事務のほか法の施行に関する事務のうち施行規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	
(略)		
150	<p><u>削除</u></p>	
150 の2	<p><u>削除</u></p>	

	<p>査に係る申請書の受付</p> <p>(7) 法第13条第2項の検査済証の手交</p> <p>(8) 法第15条第1項の規定による届出に係る届出書の受付</p> <p>(9) 法第15条第2項の規定による届出に係る届出書の受付</p> <p>(10) 法第15条第3項の規定による届出に係る届出書の受付</p> <p>(11) 法第19条の報告に係る報告書の受付</p> <p>(12) (1)から(11)までに掲げる事務のほか法の施行に関する事務のうち施行規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>				
150 の3	<p>宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第30条の書面の交付</p>	<p>熱海市 伊東市 御殿場市 伊豆の国市</p>	150 の3	削除	
(略)			(略)		
151 の17	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 法第19条第1項の規定による届出に係る届出書の受付</p>	<p>全市町（建築基準法第4条第1項及び第2項並びに同法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町を除く。）</p>	151 の17	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 法第19条第1項の規定による届出に係る届出書の受付（<u>電子的方法により行われるもの</u></p>	<p>全市町（建築基準法第4条第1項及び第2項並びに同法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町を除く。）</p>



	(8) 法第20条第2項の規定による通知に係る通知書の受付	
	(9)～(11) (略)	
(略)		
151 の19	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物に係るものに限る。）	全市町（建築基準法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町に限る。）
	(1)～(6) (略)	
	(7) 法第19条第1項の規定による届出に係る届出書の受付	
	(8) 法第20条第2項の規定による通知に係る通知書の受付	
	(9)～(11) (略)	
(略)		

	(8) 法第20条第2項の規定による通知に係る通知書の受付（ <u>電子的方法により行われるもの</u> に係るものを除く。）	
	(9)～(11) (略)	
(略)		
151 の19	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物に係るものに限る。）	全市町（建築基準法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町に限る。）
	(1)～(6) (略)	
	(7) 法第19条第1項の規定による届出に係る届出書の受付（ <u>電子的方法により行われるもの</u> に係るものを除く。）	
	(8) 法第20条第2項の規定による通知に係る通知書の受付（ <u>電子的方法により行われるもの</u> に係るものを除く。）	
	(9)～(11) (略)	
(略)		

151 の24	静岡県地球温暖化防止 条例（以下この項におい て「条例」という。）の施 行に関する次に掲げる事 務  (1)・(2) (略)	全市町（建築基 準法第4条第1 項及び第2項の 規定により建築 主事を置く市町 を除く。）	151 の24	静岡県地球温暖化防止 条例（以下この項におい て「条例」という。）の施 行に関する次に掲げる事 務（ <u>電子的方法により行 われる提出等に係るもの を除く。</u> ）  (1)・(2) (略)	全市町（建築基 準法第4条第1 項及び第2項の 規定により建築 主事を置く市町 を除く。）
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正又は規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 別表第1の59の項及び103の22の項の改正 公布の日
  - (2) 別表第1の150の項から150の3項までの改正並びに附則第3項及び第4項の規定 令和5年5月26日（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に効力を有する知事が行った許可その他の行為又は現に知事に対して行っている許可の申請その他の行為で、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後この条例の規定による改正後の静岡県事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、当該市町の長が行った許可その他の行為又は当該市町の長に対して行った許可の申請その他の行為とみなす。
- 3 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の別表第1の150の項から150の3の項までに掲げる事務については、なお従前の例による。
- 4 改正法附則第2条第1項に規定する経過措置期間（以下「経過措置期間」という。）の経過の際現に効力を有する改正前の別表第1の150の項及び150の3の項の規定（前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により市の長が行った許可その他の行為又は現に市の長に対して行っている許可の申請その他の行為は、経過措置期間の経過した日以後においては、知事が行った許可その他の行為又は知事に対して行った許可の申請その他の行為とみなす。